別記様式第１号の２（第３条関係）（第５１条の８関係）

消防計画作成（変更）届出書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年　　月　　日  遠賀郡消防長　殿  　　　　　　　　　　　　　防火  管理者  　　　　　　　　　　　　　防災    　住　所  氏　名　　　　　　　　 　　　　　　㊞    防火  防災  別添のとおり、 　　管理に係る消防計画を作成（変更）したので届け出ます。 | | |
| 防火対象物  又は　　　　　　の所在地  建築物その他の工作物 |  | |
| 防火対象物  又は　　　　　　の名称  建築物その他の工作物  （変更の場合は、変更後の名称） |  | |
| 防火対象物  又は　　　　 の用途  建築物その他の工作物  （変更の場合は、変更後の用途） |  | 令別表第１  (　　　) 項 |
| その他必要な事項  （変更の場合は、主要な変更事項） |  | |
| ※　受　付　欄 | ※　経　過　欄 | |
|  |  | |

備考

　１　この用紙の大きさは、日本産業規格A４とすること。

「防火

防災」

　２　　　　　の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。

　３　※印の欄は記入しないこと。

中規模、大規模防火対象物用（延べ面積１，０００㎡以上）

**消防計画**

**（目　的）**

第１条　この計画は、管理権原の及ぶ範囲における防火管理についての必要事項を定め、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

**（適用範囲）**

第２条　管理権原の及ぶ範囲は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　部分とし、ここに勤務・出入りし、又は居住するすべての者に適用する。

**（管理権原者）**

第３条　管理権原者は、次のような点に配慮し、自ら防火管理に積極的に取り組むものとする。

（１）　管理権原者は、この計画についての防火管理業務について、全ての責任を持つものとする。

（２）　管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせなければならない。

（３）　管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。

（４）　防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

**（防火管理者の指定）**

第４条　　　　　　　　　　の防火管理者は、　　　　　　 　　とする。

**（防火管理者の権限及び業務）**

第５条　防火管理者はこの計画についての一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。

（１）　消防計画の作成及び変更

（２）　消火・通報及び避難訓練の実施

（３）　建築物、火気使用設備器具、危険物等の施設の点検検査の実施及び監督

（４）　消防用設備等の点検整備の実施及び監督

（５）　火気の使用又は取扱いに関する指導監督

（６）　収容人員の適正管理

（７）　火災・地震に対する防火教育の実施

（８）　管理権原者に対する助言・報告及び防火管理業務従事者（火元責任者等）に対する指導・監督並びにその他の防火管理上必要な業務

（９）　消防機関へ届出又は報告した書類及び防火管理業務に必要な書類等の整備・保管

（10）　その他法令に基づく報告及び防火管理について必要な業務

**（消防機関への届出及び報告事項）**

第６条　防火管理者は、次の業務について消防機関への届出及び連絡を行うものとする。

（１）　防火管理者選任（解任）・消防計画の作成（変更）届出

（２）　消火・避難の訓練通知書の届出

（３）　消防用設備等の点検結果の報告

（４）　防火対象物点検結果の報告及び防火対象物点検特例認定申請

（５）　不備欠陥の改修・計画届出

（６）　避難経路図の作成・掲示

（７）　禁止行為の解除承認申請（裸火の使用、危険物品の持込み等）

（８）　工事中の防火対象物における消防計画の作成・届出

（９）　その他法令に基づく報告及び防火管理について必要な事項

**（予防管理組織）**

第７条　予防管理組織は、火災予防のための組織と自主点検を実施するための組織とする。

**（火災予防のための組織）**

第８条　火災予防のための組織は、平素における火災予防及び地震等の出火防止を図るため、一定区域ごとに火元責任者を置くものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 担当区域 | 火元責任者 | 担当区域 | 火元責任者 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

※　担当区域は、階別又は区域ごとに置く。

**（火元責任者の業務）**

第９条　火元責任者は、次の業務を行うものとする。

（１）　担当区域内の火気管理

（２）　担当区域内の建物、火気使用設備器具、電気設備及び消防用設備等の日常の管理

（３）　防火管理者の補佐

**（火気の使用制限等）**

第10条　防火管理者は、次の事項について指定又は制限するものとする。

（１）　喫煙禁止場所及び喫煙場所の指定

（２）　火気使用設備器具等の使用禁止場所及び使用場所の指定

（３）　工事中の火気使用の制限及び立会い

（４）　火災警報発令中の火気使用の制限又は禁止

**（施設に対する遵守事項）**

第11条　従業員等は、避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するために、次の事項を遵守しなければならない。

（１）　避難口、廊下、階段、避難通路、その他避難のために使用する施設は避難の妨害となる施設を設けたり物品を置かないこと。

（２）　延焼を防止又は有効な消防活動を確保するための防火施設において防火戸は確実に閉鎖できるように、その機能を保持し、閉鎖の障害となる物品等を置かないこと。

また、防火戸に接近して、延焼の媒介となる可能性の物品等を置かないこと。

**（放火防止対策）**

第12条　従業員等は、建物の周囲や敷地内にダンボール等の可燃物を放置しないよう注意するとともに、終業時には必ず施錠すること。

**（工事中の安全対策）**

第13条　防火管理者は、模様替え等の工事を行うときは、工事中の安全対策を下記のとおり講じるものとする。

（１）　工事人に工事計画書を提出させ、必要な指示をし、工事の状況・火気の使用状況を確認するとともに、指定された場所以外では喫煙及び裸火の取扱いをしないよう指導すること。

（２）　工事人に対し、火気管理の責任者を指定させ、掲示させること。

（３）　溶接等火気を使用する工事を行う場合は、消火器等を準備させること。

**（避難経路図）**

第14条　防火管理者は、人命の安全を確保するため、各階ごとに消防用設備等の設置図及

び屋外へ通じる避難経路を明示した避難経路図（別記１）を作成し、自衛消防隊員並びに従業員等に周知徹底するよう努めるものとする。

**（建築物等の検査）**

第15条　建物、火気使用設備器具、危険物施設等の検査は、下記の検査計画表に基づいて実施するものとし、平素においては、火元責任者が自主検査チェック票（別表１）により行うものとする。なお、自主検査の結果については、速やかに防火管理者に報告するとともに、報告を受けた防火管理者は、不備・欠陥がある場合、管理権原者に報告し改修しなければならない。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 検　査　対　象 | 検査実施予定 | 点検実施者 |
| 建築物の避難用施設 |  |  |
| 建築物の防火上の施設 |  |  |
| 火気使用設備器具 |  |  |
| 危険物施設等 |  |  |
| 電気施設 |  |  |

**（消防用設備等の点検）**

第16条　防火管理者は、消防用設備等の機能を維持するために、下記の点検計画表に基づいて法定点検を行うものとする。なお、点検は防火管理者立会いのもと　　　　　　　　　　　　　　に委託して行うものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 消防用設備等 | 点検実施予定月日 | | |
| 機器点検 | | 総合点検 |
|  | 月 | 月 | 月 |
|  | 月 | 月 | 月 |
|  | 月 | 月 | 月 |
|  | 月 | 月 | 月 |
|  | 月 | 月 | 月 |
|  | 月 | 月 | 月 |
|  | 月 | 月 | 月 |

※　消防用設備等の欄に、当事業所に備えてあるものを記入

※　機器点検は年2回、総合点検は年1回実施

【消防用設備等の点検を点検業者と契約している場合】

|  |  |
| --- | --- |
| 点検設備業者 |  |
| 住所 |  |
| 電話番号 |  |

**（消防用設備等点検結果の記録及び保管）**

第17条　点検、検査を実施した場合、防火管理者は管理権原者にその結果を報告するとともに、維持台帳に記録し、　　　　　　　　　　間保管するものとする。

※　特定防火対象物は1年間保管、非特定防火対象物は3年間保管

**（消防用設備等点検結果の報告）**

第18条　 管理権原者は、消防用設備等の点検結果を　　　　　　　　に1回、消防長又は消防署長に報告するものとする。

※　特定防火対象物は1年に1回報告、非特定防火対象物は3年に1回報告

**（防火対象物の定期点検結果報告及び特例認定申請）**

第19条　管理権原者は、防火対象物の定期点検結果を１年に１回、消防長又は消防署長に報告するものとする。なお、特例認定を受けた場合は、３年ごとに再申請を行うものとする。

**（組織の編成）**

第20 条　　　　　　　　　　　　　　　　の自衛消防組織として、自衛消防隊を設置する。その編成は（別表２）のとおりとし、この別表は従業員の見えやすい場所に掲示する。

**（自衛消防活動）**

第 21 条　消火、通報、避難誘導等の担当者は、次に示す基準により行動するものとする。

（１）　指揮班　・・・自衛消防隊の指揮及び隊長の補佐

（２）　通報・連絡班・・・消防機関への通報及び到着した消防隊への情報提供

（３）　消火班・・・消火の作業及び指揮

（４）　避難誘導班・・・避難口の開放、避難器具の操作、関係者及び外来者の避難誘導

（５）　防護安全班・・・電気設備、ガス、危険物施設等の安全措置

（６）　救護班・・・負傷者等の応急救護

**（自衛消防隊の活動範囲）**

第 22 条　自衛消防隊の活動範囲は次のとおりとする。

（１）　自衛消防隊の活動範囲は、当該事業所の管理する範囲とする。

（２）　近接する建物等からの火災で、延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲内とし、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。

**（地震対策）**

第24条　防火管理者及び火元責任者は、地震時の災害を予防するため、予防管理組織、火元責任者の業務、自主検査、点検結果の記録及び報告等、各施設器具の点検等に合せて、次の事項について実施する。

**（地震後の安全措置）**

第25条　防火管理者及び従業員は、地震後、次の安全措置を実施する。

（１）　地震発生直後は、身の安全を守ることを優先する。

（２）　 厨房、ボイラー等の火気使用設備・器具等の使用を原則として中止するとともに、火気設備等の身近にいる者は、ガスの元栓又は器具栓の閉止や電源遮断等を行う。

（３）　 防火管理者は、火元責任者等に出火状況や負傷者の発生状況等の被害状況を確認・報告させ、把握する。

（４）　各設備・器具等を使用する場合、各火元責任者は、建築物、火気使用設備器具等の点検、検査を行い、防火管理者に報告し、その安全を確認した後使用を開始する。

また、必要に応じて、消火器の増強等の安全措置を講じる。

**（地震に備えての準備品）**

第26条　地震に備え、人命の安全を確保するため、消防用設備等の設置位置及び屋外へ通じる避難経路図(別記１)を作成し、従業員全員に周知徹底しておくとともに、次の備品を常に持ち出せるように準備しておくものとする。

（例）医薬品、携帯ラジオ、携帯用拡声器、懐中電灯、非常用食料（缶詰・乾パン等）・

ロープ

**（地震時の活動）**

第27条　地震時における活動は、自衛消防組織を活用し、次の措置を実施する。

1. 火災が発生した場合は、全力をあげて消火にあたる。
2. ラジオ、テレビ、関係防災機関（消防署、市区役所等）等からの情報を受信し、

被害状況を放送等により全従業員に把握させるとともに、必要事項を指示する。

（３）　避難は、従業員やその他（従業員以外の外来者）の人員を確認し、逃げ遅れ者がいないことを確かめた後、開始し、負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、状況に応じて医療機関等に搬送する。

（４）　避難場所は、　　　　　　　　　　　　　　　とする。

（５）　広域避難場所への避難開始は、関係防災機関の避難命令又は自衛消防隊長の判断により行う。

**（防災教育の実施）**

第28条　防火管理者は、次の内容により防災教育を行うものとする。

（１）　消防計画の周知徹底

（２）　防火管理に対する従業員各自の任務及び責任の周知徹底

（３）　その他火災予防上必要な事項

**（訓練の実施計画）**

第29条　防火管理者は、次の計画により訓練を行うとともに、必要に応じて随時部分訓練等を行うものとする。なお、訓練実施の際は、実施前に消火・避難の訓練通知書を消防本部予防課へ提出する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 訓練項目 | 実施予定 | 訓練概要 |
| 総 合 訓 練 | 月　　　月 | 消火・通報・避難誘導の訓練を連携させ総合的に実施 |
| 部 分 訓 練 | 月　　　月 | 消火・避難及び通報の訓練を部分的に実施する |
| ※　特定防火対象物は年2回以上　非特定防火対象物は年1回以上 | | |

**（防火管理業務の委託状況）**

第30条　 防火管理業務の一部又は全部を、（別表３）「防火管理業務の委託状況」のとおり委託する。

自主検査チェック票

別表１

【点検実施日： 　　月　　　日】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 検　査　項　目 | 検査実施者 | 検査結果 |
| 避難用施設 | ・廊下・通路・階段に避難障害となる物が置いていないか |  | 異常有・異常無 |
| ・廊下・通路・階段に、つまづき・すべり等はないか |  | 異常有・異常無 |
| ・階段の手摺に損傷はないか |  | 異常有・異常無 |
| ・避難通路の表示は明確になっているか |  | 異常有・異常無 |
| ・非常口が使用不能となっていないか |  | 異常有・異常無 |
| ・避難用器具（避難用ばしご・緩降機等）の使用に支障はないか |  | 異常有・異常無 |
| ・誘導灯の球切れ・不点灯・ちらつきはないか |  | 異常有・異常無 |
|  |  | 異常有・異常無 |
| 防火上の施設 | ・防火区画の壁及び床等が破損していないか |  | 異常有・異常無 |
| ・配管等の埋め戻しはよいか |  | 異常有・異常無 |
| ・防火戸・防火シャッターの変形・損傷はないか |  | 異常有・異常無 |
| ・防火戸・防火シャッターの周辺に開閉障害となる物が置いていないか |  | 異常有・異常無 |
| ・防火戸・防火シャッターは完全に閉まるか |  | 異常有・異常無 |
|  |  | 異常有・異常無 |
| 火気使用設備器具 | ・火気を使用する設備等の周囲は、整理・清掃されているか |  | 異常有・異常無 |
| ・火気を使用する設備等の損傷、老朽・汚損はないか |  | 異常有・異常無 |
| ・火気を使用する設備等の周囲に可燃物を置いていないか |  | 異常有・異常無 |
| ・火気を使用する設備等は正しく使用されているか |  | 異常有・異常無 |
| ・火気を使用する設備等は、適正な位置に設置されているか |  | 異常有・異常無 |
|  |  |  |
| 危険物等の施設 | ・施設・設備の損傷・老朽・不良はないか |  | 異常有・異常無 |
| ・施設内・設備の周辺に不用な物品を置いていないか |  | 異常有・異常無 |
| ・危険物の貯蔵・取扱いは正しいか |  | 異常有・異常無 |
| ・許可又は届出された数量以上の危険物を貯蔵・取扱いしていないか |  | 異常有・異常無 |
| ・許可又は届出された品名以外の危険物を貯蔵・取扱いしていないか |  | 異常有・異常無 |
| ・危険物の類・品名・数量は所定の標識等で適正に表示されているか |  | 異常有・異常無 |
|  |  | 異常有・異常無 |
| 電気施設 | ・電気施設の破損・老朽・不良はないか |  | 異常有・異常無 |
| ・電気施設の周辺に不用な物品を置いていないか |  | 異常有・異常無 |
| ・電気施設の設置場所に、所定の標識を設置しているか |  | 異常有・異常無 |
|  |  | 異常有・異常無 |
| その他 | ・電気製品のコンセントとプラグの間は清掃されているか |  | 異常有・異常無 |
|  |  |  |
| 備考 |  | | |

別表２

**自衛消防隊組織及び任務分担**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 自衛消防隊長（　　　　　　　　　　　　　　）自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等  　自衛消防副隊長（　　　　　　　　　　　　　　）隊長の補佐及び隊長不在時の任務代行 | | |
| 指揮班 | （　　　　　　　　）  （　　　　　　　　）  （　　　　　　　　）  （　　　　　　　　） | １　隊長、副隊長の補佐  ２　消防隊への情報の提供並びに災害現場への誘導  ３　自衛消防隊本部の設置  ４　その他指揮統制上必要な事項 |
| 通報連絡班 | （　　　　　　　　）  （　　　　　　　　）  （　　　　　　　　）  （　　　　　　　　） | １　消防機関への通報並びに通報の確認  ２　建物内への非常通報並びに指示命令の伝　達  ３　関係者への連絡（緊急連絡一覧表による） |
| 消火班 | （　　　　　　　　）  （　　　　　　　　）  （　　　　　　　　）  （　　　　　　　　） | １　消火器等の消防用設備を活用した初期消火作業  ２　消防隊との連携及び補佐 |
| 避難誘導班 | （　　　　　　　　）  （　　　　　　　　）  （　　　　　　　　）  （　　　　　　　　） | １　避難者の避難誘導実施  ２　非常口の開放並びに開放の確認  ３　避難上障害となる物品の除去  ４　未避難者、要救助者の確認及び本部への連絡  ５　ロープ等による警戒区域の設定 |
| 安全防護班 | （　　　　　　　　）  （　　　　　　　　）  （　　　　　　　　）  （　　　　　　　　） | １　防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等の閉鎖  ２　非常電源の確保、ボイラー等の供給運転停止  ３　エレベーター、エスカレーターの非常時の措置 |
| 応急救護班 | （　　　　　　　　）  （　　　　　　　　）  （　　　　　　　　）  （　　　　　　　　） | １　応急救護所の設置  ２　負傷者の応急処置  ３　救急隊との連携、情報の提供 |

別表３

**防火・防災管理業務の委託状況表**

　　　　　　年　　　月　 　日現在

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 防火対象物名称 | | |  | | | | | | | | |
| 管理権原者氏名 | | |  | | | | | | | | |
| 防火（防災）管理者氏名 | | |  | | | | | | | | |
| 受託者の氏名  及び住所等  法人にあっては  名称及び主たる  事務所の所在地 | | | 氏名（名称） | |  | | | | | | |
| 住所（所在地） | |  | | | | | | |
| 担当事務所所在地 | | ＴＥＬ | | | | | | |
| 教育担当者 | |  | 受託する防火・防災管理業務の範囲 | |  | | | |
| 受  託  者  の  行  う  防  火  ・  防  災  管  理  業  務  の  範  囲  及  び  方  法 | 常駐方式 | 範  囲 | □　火気使用箇所の点検等監視業務  □　避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理  □　火災が発生した場合の初動措置  □初期消火 □通報連絡 □避難誘導 □その他（　　　　　　　　）  □　周囲の可燃物の整理  □　その他（　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | | | | | |
| 方  法 | 常駐場所 |  | | | | | 常駐人員 | |  |
| 委託する時間帯 |  | | | | | | | |
| 巡回方式 | 範  囲 | □　巡回による火気使用箇所の点検等監視業務  □　火災が発生した場合の初動措置  □初期消火 □通報連絡 □その他（　 　　　　　　　）  □　その他（　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | | | | | |
| 方  法 | 巡回回数 |  | | | | | 巡回人員 | |  |
| 委託する時間帯 |  | | | | | | | |
| 遠隔  移報  方式 | 範  囲 | □火災異常の遠隔監視及び現場確認業務  　□火災が発生した場合の初動措置  □初期消火 □通報連絡 □その他（　　　　　　　　　　　　）  　□その他（ | | | | | | | | |
| 方  法 | 現場確認要員の  待機場所 |  | | | 到着  所要時間 | | | 分 | |
| 委託する時間帯 |  | | | | | | | |

別記１

避難経路図